

介護サービス事業者集団指導（認知症対応型通所介護） 質問と回答

番号	質問	回答	根拠法令等
1	事業所内の掲示は引き続き行うのでしょうか？	<p>【地域密着条例】第81条準用（第35条）第2項及び【解釈通知】第3の三の3の（8）準用（第3の一の4の（25）②）により、重要事項（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等の利用者のサービスの選択に資すると認められる事項）を記載したファイル等を利用申込者、利用者又はご家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで事業所内の掲示に代えることができます。</p>	<p>【地域密着条例】 東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）</p> <p>【解釈通知】 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）</p>